

契約担当官
航空自衛隊第 9 航空団
会計隊長 木部 政治

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
 - (1) 品名 (件名) # 1 局舎 I T V レコーダー等更新1式
 - (2) 履行期間 契約締結日 ～ 令和9年3月31日
 - (3) 履行場所 航空自衛隊与座岳分屯基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 令和8年7月29日 10時30分
5. 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
 - (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」の A, B, C 又は D に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は 7 月 28 日 17 時までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室及び航空自衛隊与座岳分屯基地業務小队事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
 - (1) 入札説明会 無
 - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
 - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
 - (4) 入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 狩俣 まで。

電話番号 098-857-1228・1229 FAX1221

入札書

契約担当官
航空自衛隊第9航空団
会計隊長 木部 政治 殿

品名（件名）	規格	単位	数量	単価	金額	備考
#1局舎ITVレコーダー等更新1式						
以下余白						

総額（含梱包運賃） ¥ 税抜き

履行期間 契約締結日 ～ 令和9年3月31日

履行場所 航空自衛隊与座岳分屯基地

上記入札条件及び入札及び契約心得、契約条項承諾の上入札しました。

令和8年7月29日

住 所

会 社 名

代表者職位氏名印

内 訳 書

No. 3

NO.	品 名 （ 件 名 ）	規 格	納入 規格	単位	数量	単 価	金 額	備 考	同 等 品
1	# 1 局舎 I T V レ コーダー等更新			式	1				
2	内訳								
3	撤去費								
4	I T V レコーダー	(AHDレコーダー、インターフェースユニット、リモートコントローラー等)		式	1				
5	1 9 型ワイド液晶モ ニター			台	2				
6	設置費			式	1				
7	諸経費			式	1				
8		以下余白							
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
						計			

委 任 状

私は、
を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を
委任します。

記

1. 件 名 : # 1 局舎 I T V レコーダー等更新1式

2. 代理人使用印鑑 :



令和8年7月29日

住所

委任者 社名

氏名

印

契約担当官

航空自衛隊第9航空団

会計隊長 木部 政治

殿

市場価格調査書

会社名：

履行期間： 契約締結日 ～ 令和9年3月31日

履行場所：航空自衛隊与座岳分屯基地

No.	品 名 (件 名)	規 格	単 位	数量	単 価	金 額
1	# 1 局舎 I T V レコーダー等更新		式	1		
2	内訳					
3	撤去費					
4	I T V レコーダー	(AHDレコーダー、インターフェースユニット、リモートコントローラー等)	式	1		
5	1 9 型ワイド液晶モニター		台	2		
6	設置費		式	1		
7	諸経費		式	1		
8		以下余白				
		税抜き			計	

役務仕様書

1件名

2履行期間

3履行場所

4役務概要

5役務内容

6一般事項

1局舎 I T Vレコーダー等更新

自 契約日 ～ 至 令和 9 年 3 月 3 1 日

航空自衛隊与座岳分屯基地（沖縄県糸満市字与座 1 7 8 0 番地）

1局舎 I T Vレコーダーの更新（付属機器等一式及び設置調整を含む。）

更新する機器は下表のとおりとし、必要な付属機器等一式を含むものとする。

履行場所	種 別	撤去数	設置数	備考
局舎	I T Vレコーダー (AHDレコーダー、インターフェースユニット、リモートコントローラー等)	1 式	1 式	仕様書 4 / 5
	1 9 型ワイド液晶モニター	2 台	2 台	5 / 5

6. 1 本役務は、本仕様書に基づき実施するほか、記載なき事項については、次に示すものとし、最新版を適用する。

(1) 公共建築工事標準仕様書

(2) 公共建築改修工事標準仕様書

(3) 営繕工事写真撮影要領

6. 2 統制事項及び書類手続き
監督官の指示による。

6. 3 基地内入門手続等

(1) 人員（ア～エのいずれか。）

ア パスポート

イ 住民基本台帳カード（顔写真入り）

ウ 個人番号（マイナンバー）カード（カードの生年月日欄が西暦表示の場合、併せて在留カード等の提示が必要（日本国籍保有者は生年月日欄が年号（昭和、平成等）標記となっている。）

エ 免許証及び住民票（発行日から 6 か月以内のもので本籍記載のもの。）

(2) 車両

ア 車両検査証（原本）

イ 自賠償保険証書（原本）

(3) 入出門時間
入門 0 8 時 1 5 分から出門 1 7 時 0 0 分を基準とする。

6. 4 立入り
監督官の許可する場所以外の立入りは厳禁とする。

6. 5 火気使用

(1) 火気器具（切削工具等火花を発する物及び溶接溶断器具）の使用は、事前に監督官の確認を受けた上で火気使用申請を行い、使用すること

ができる。

(2) 喫煙
指定された場所以外での喫煙を禁止する。

6. 6 休憩等
休憩、喫煙及び飲食は、官側の指定する場所で行わなければならない。

6. 7 作業日時（官側の事情により、変更となる場合あり。）
契約相手方の作成する作業計画表中、監督官の許可する日時を基準とする。

6. 8 役務写真

(1) 監督官が許可した場所以外の撮影は禁止する。

(2) 撮影は、デジタルカメラ又はタブレット端末を使用し、役務写真記録帳に整理の上、提出する。

(3) 黒板等記載事項

ア 日付

イ 役務件名

ウ 作業場所・作業内容

エ 契約相手方会社名

6. 9 撮影要領

(1) 遵守事項（共通）

ア 必ず 1 枚ごとに黒板等を撮影範囲に入れる。

イ 撮影時における黒板等の保持は、必ず契約相手方が行う。場所又は人数等の制限により保持が困難な場合は、自撮り棒の使用、壁面等に設置又は吊り下げる、床面に設置する等の工夫を試み、困難な場合又は適切な画が撮れない場合は、都度、監督官と協議する。

ウ 各種検査及び作業内容の記載事項は、契約相手方が作成する役務写真記録帳貼付項目と同一とすることを原則とし、それにより難しい場合は、都度、監督官と協議する。

エ 撮り直しは、履行期間を通じ、監督官の指示により実施する。

(2) 作業

ア 作業計画における作業種別ごと、作業の前中後を撮影し、それが明確に分かるように撮影する（接写可）ほか、監督官の顔、階級章（片側可）、名札が写る角度で撮影する。

イ 作業後、隠ぺいとなる箇所は、監督官の立会の上、隠ぺい前に撮影する。

(3) 各種（材料又は完了）検査
必ず検査官の指差し確認の画を入れる。また、検査官の顔、階級章（片側可）、名札が写る角度で撮影する。

役務関係者以外不許複製

件 名	# 1局舎 I T Vレコーダー等更新		
図面名称	仕様書 (1)	番 号	1 / 5
縮 尺	—	年月日	令和 8 年 6 月 2 6 日
航空自衛隊 与座岳分屯基地			

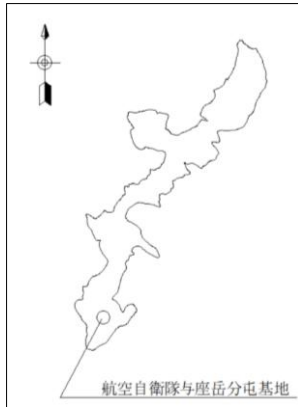
7 役務仕様

(4) 記録要領

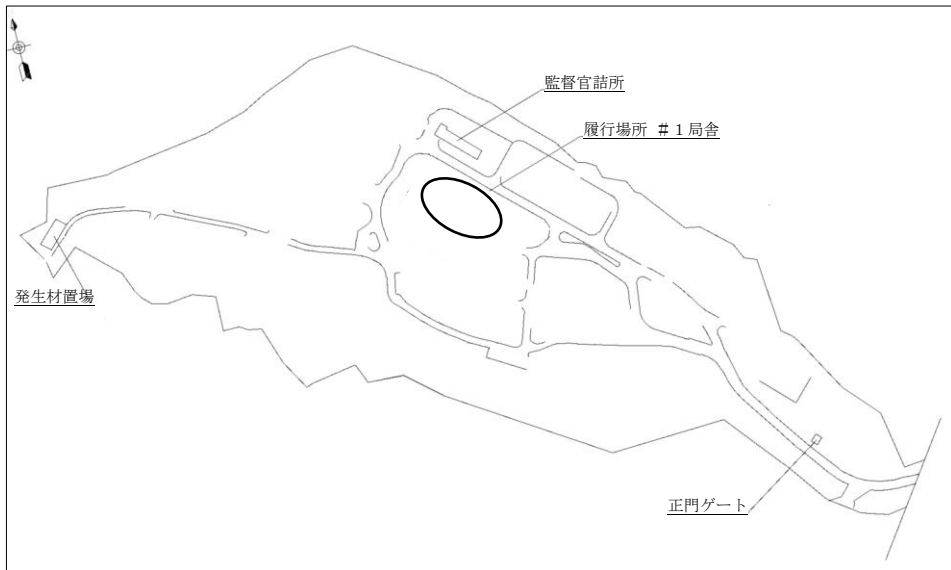
契約相手方は、作業（作業種別ごと結節）、各種検査の撮影をそれぞれ終える都度、速やかに役務写真記録帳のページをカラー印刷し、監督官まで提出、確認を受ける（修正等あれば速やかに是正、再確認を受ける。）。

7. 1 対象施設

(1) 位置図



(2) 案内図



7. 2 作業要領等

(1) 使用材料の規格については、本仕様書に記載されたもの、又は同等品以上の新品を使用するものとし、監督官に資料を提出し、承認を得る。

(2) 作業に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とし、現場搬入時に監督官の検査を受け合格したものを使用する。

(3) 本仕様書に記載されていない事項で納まり上必要なものは、契約相手方が実施するものとし、監督官と協議し、指示を受ける。

(4) 現場の納まり、取合せ等の関係で材料の寸法、取付け位置又は工法を多少変え、あるいは、これらによって取付け数量を幾分増減する等の軽微な変更は、監督官の指示によって行うものとする。ただし、この場合における工期の延長はしないものとする。

8 管理事項

8. 1 提出書類

書類名称	提出期限	部数	備考
現場代理人・主任技術者設定通知書（略歴書添付）	契約後、速やかに	1	定形様式
有資格証明書（免状のコピー可）	同	同	任意様式
入門者一覧表	同	同	定形様式
臨時立入申請書	同	2	同
携帯型情報通信・記録機器等持込み申請・許可書	同	必要数	同
作業計画表	同	1	同
着手届	同	同	同
主要材料使用承認願	材料搬入の都度	必要数	同
打合せ簿	打合せ又は協議の都度	同	同
役務完了通知及び役務完了検査願	作業完了後、速やかに	1	同
引渡書	完了検査終了後、速やかに	同	同
メーカー保証書	同	同	任意様式
取扱説明書	同	同	同
役務写真記録帳	完了検査時	同	同
発生材調書	発生材引渡時	同	定形様式
その他	指示後、速やかに	必要数	適宜
※ 提出期限等細部については、監督官の指示による。			

8. 2 安全管理

(1) 契約相手方は、作業の実行に係る関連法規及び会社で定める安全管理規則等に基づき、作業に臨むほか、細部については、監督官の指示に従うものとし、万一、事故等が発生した場合は、契約相手方の責任において速やかに処置しなければならない。

(2) 契約相手方は、作業場所における作業現場出入口及び作業現場付近に作業中に関する注意喚起表示を設置する。

(3) 契約相手方は、作業中に不具合事項等を発見した場合、安全確保後直ちに作業を中止し監督官に報告するとともに、官側との打ち合わせにより、原因探求するほか、必要な措置をとる。

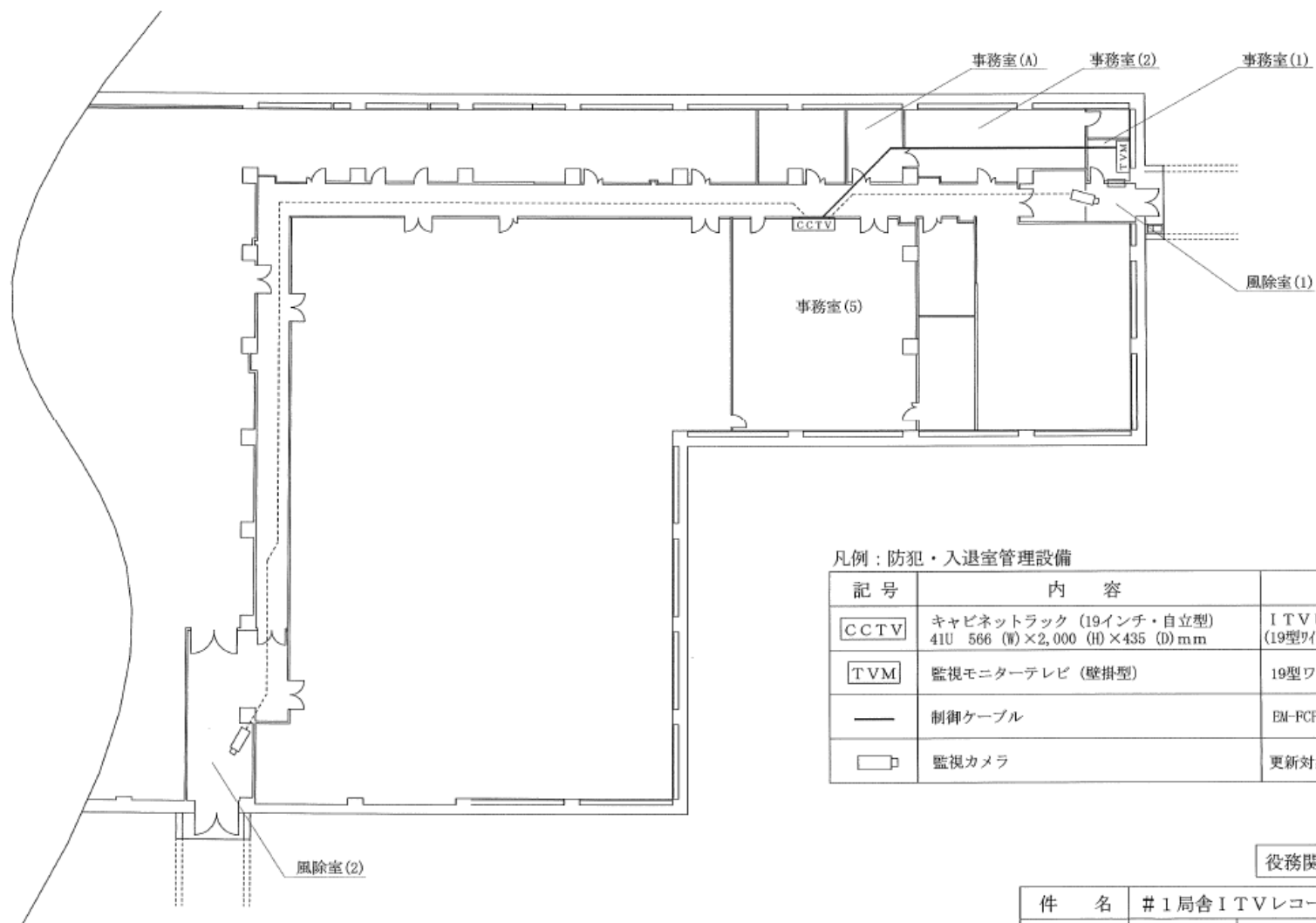
8. 3 補償

契約相手方は、作業にあたり建物、工作物及びその他に損害を与えないための必要な措置をとるとともに、損害を与えた場合は、契約相手方の負担にて原状に復する。

役務関係者以外不許複製

件 名	# 1 局舎 I T V レコーダー等更新		
図面名称	仕様書 (2)	番 号	2 / 5
縮 尺	—	年月日	令和 8 年 6 月 2 6 日
航空自衛隊 与座岳分屯基地			

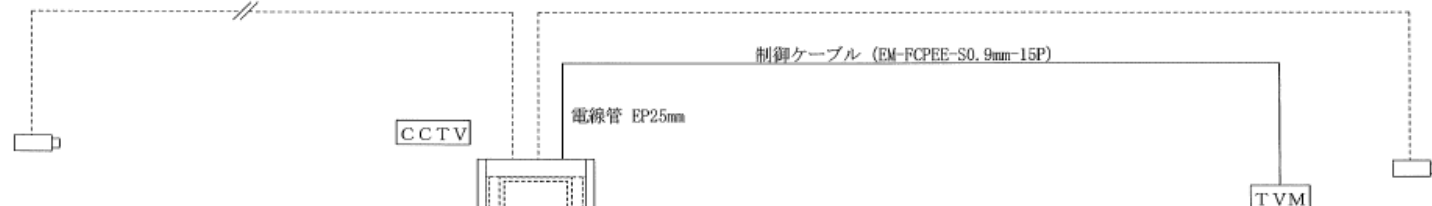
	8. 4 秘密保全 (1) 契約相手方は、本役務に関するデータ作成について、ファイル共有ソフト等がインストールされているパソコン等を使用してはならない。 (2) 契約相手方は、本役務において提出する全ての電子データのウイルススキャンを実施しなければならない。 (3) 契約相手方は、監督官の指示する時期に、契約相手方の責任により、本役務に関する全ての電子データを消去するものとする。 (4) 契約相手方は、本役務の履行にあたり直接又は間接的に知り得た事項について、第三者への提供又は公表を行ってはならない。 (5) 契約相手方は、本役務に関する一件書類を本役務関係者以外に貸出、複写、閲覧させてはならない。 (6) 契約相手方は、本役務の履行にあたり、官側から受領又は貸与された全ての書類等を監督官に返納しなければならない。 (7) 撮影した写真及び電子データは、提出用以外の複製を厳禁とする。																			
9 監督・検査	9. 1 監督及び検査 契約担当官の定める要領により実施するほか、細部は、監督官及び検査官の指示による。 9. 2 完了検査 完了検査に先立ち、監督官による役務一件書類の確認及び更新機器の動作確認を行うものとする。また、既設カメラとの動作が連動していることを確認し、監視設備一式の機能を有するものとする。完了検査については、検査官による役務一件書類類の検査を受けるものとし、検査官立会いの下、更新機器の作動点検を実施するものとする。																			
10 特記事項	10. 1 疑義等 本仕様書又は作業中に疑義等が生起した場合は、都度、官側と協議するものとする。 10. 2 その他 (1) 更新する I T Vレコーダー一式及び19型ワイド液晶モニター（付属機器等一式を含む。）は、既製品と同等若しくは同等以上の性能を有するものとする。 (2) 本役務における機器の取付け、取外しについては、第2種電気工事士以上の有資格者により施工するものとする。 (3) 細部不明な点は、都度、官側と協議するものとする。																			
役務関係者以外不許複製																				
<table><tr><td>件 名</td><td colspan="3"># 1 局舎 I T Vレコーダー等更新</td></tr><tr><td>図面名称</td><td>仕様書 (3)</td><td>番 号</td><td>3 / 5</td></tr><tr><td>縮 尺</td><td>—</td><td>年月日</td><td>令和8年6月26日</td></tr><tr><td colspan="4">航空自衛隊 与座岳分屯基地</td></tr></table>					件 名	# 1 局舎 I T Vレコーダー等更新			図面名称	仕様書 (3)	番 号	3 / 5	縮 尺	—	年月日	令和8年6月26日	航空自衛隊 与座岳分屯基地			
件 名	# 1 局舎 I T Vレコーダー等更新																			
図面名称	仕様書 (3)	番 号	3 / 5																	
縮 尺	—	年月日	令和8年6月26日																	
航空自衛隊 与座岳分屯基地																				



役務関係者以外不許複製

件 名	# 1 局舎 I TVレコーダー等更新		
図面名称	設備平面図	番 号	4 / 5
縮 尺	—	年月日	令和 8 年 6 月 2 6 日
航空自衛隊 与座岳分屯基地			

監視カメラ設備系統図



凡例：防犯・入退室管理設備

記号	内容	備考
CCTV	キャビネットラック (19インチ・自立型) 41U 566 (W)×2,000 (H)×435 (D)mm	ITVレコーダー一式 (19型ワイド液晶モニター含む。)
TVM	監視モニターテレビ (壁掛型)	19型ワイド液晶モニター
□	監視カメラ	更新対象外

※ キャビネットラックからの制御ケーブル立上がり部分については、
電線管 EP25mmを使用するものとする。

▽1FL 風除室 (2)

事務室 (5)

廊下 (1)

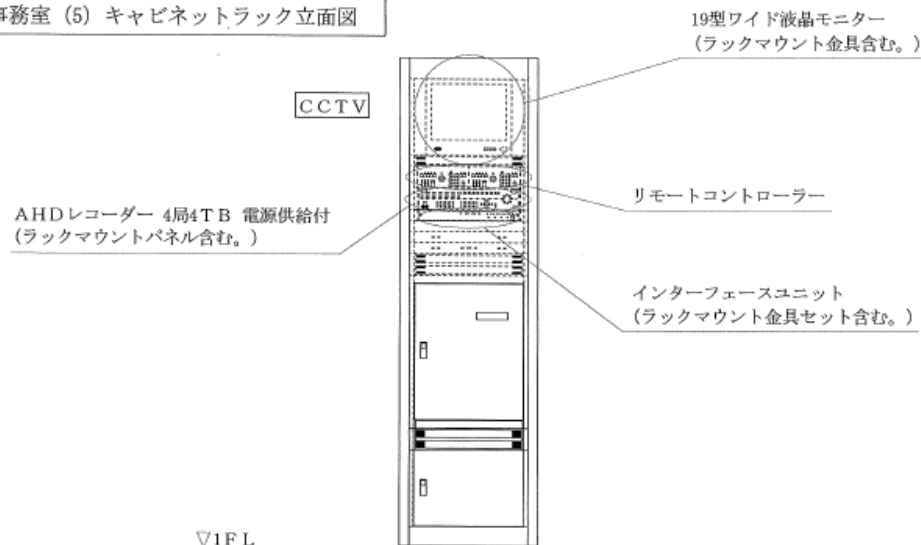
事務室 (A)

事務室 (2)

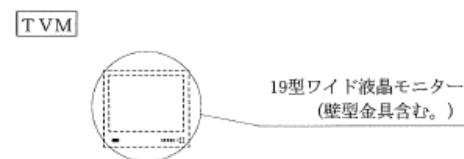
事務室 (1)

風除室 (1)

事務室 (5) キャビネットラック立面図



事務室 (1) 19型ワイド液晶モニター立面図



▽1FL

役務関係者以外不許複製

件名	#1局舎ITVレコーダー等更新		
図面名称	図示	番号	5/5
縮尺	—	年月日	令和8年6月26日
航空自衛隊 与座岳分屯基地			